

第1回 企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時 平成24年10月4日（木）14:00～16:00

場所 大阪府咲洲庁舎 27階会議室

資料

【資料1】 郵送本位型について 送信対象文書と送信形式、運用ルール

【資料2】 通知・報告配信システムにおける送受信すべき必須データの検討について

【資料3】 通知・報告配信システム利用準備スケジュール（叩き台）

【参考】 第1回企画改善部会配付資料（通知・報告配信システム関連抜粋）

出席者

○大阪府 審査指導課 大西課長補佐（企画改善部会副部会長）、西川総括主査、小林様

○一般財団法人大阪建築防災センター 建築確認検査機構

深見機構長、中村企画審査部長、太田管理営業部長、足立様

○株式会社近畿建築確認検査機構 田丸総務部長、菅野総務部主幹、山田様

○事務局 坂田、荘野、久保（記）

趣旨

通知・報告配信システムの「郵送本位型」の運用方法等について、関係者により意見交換し、実証実験を含めた今後のスケジュールを確認する。

総括

郵送本位型による実証実験を開始する方針で、各指定確認検査機関における通知・報告配信システムの利用環境整備（専用回線敷設工事）に着手する。

指定確認検査機関の立場からは懸念事項があるが、それを実証実験で明らかにしてゆく。

主な意見等

- ・配信システムの利用メリットとして、郵送が省略できることを期待していた。郵送本位型では却って負担がふえるのではないかと。（近確機構）
→郵送本位型は、指定機関の負担増とならない範囲で、現在「帳簿」としてデータ化されたものを送るだけでよいこととする案である。帳簿以外の書類までpdf化している指定機関は少ないと思われることから、それら書類のpdf化を求めない形にしたほうが府内の普及を図りやすいと考える。（大阪府）
- ・押印付きの表紙（16号様式）も省略できるのか。（近確機構）
→参考資料に根拠法令を記載した。法的には問題ないと考えられる。（事務局）
- ・大阪府特定行政庁区域内の経由市町村には協定等に基づき、押印した表紙の写し（一部は概要書も添付）を送付している。特定行政庁に対する表紙の送付を省略したとしても、経由市町村への送付が残ってしまい、事務手間は減らないのではないかと。（近確機構）
→特定行政庁への送付がデータ送信にかわったことに伴い、例えば物件リストの送付に代えるなどで市町村への表紙の写しの送付をなくすことができるかもしれない。（大阪府）

- ・確認をおろした後、検査までの間に確認申請書類の訂正が発生することがあるが、配信システムで送信した物件が台帳システムに登録されると、訂正できなくなるのではないかと。
(大阪防災)

→台帳システム登録後も訂正は可能なので、その点は問題にならないと思われる。なお、訂正データを上書き登録することはできないので、特定行政庁で直接訂正するか、元のデータを削除した上で訂正データを新規登録することにより対応する。(事務局)
- ・送信頻度、郵送頻度はどの程度をイメージしているか。(大阪防災)

→確認をおろした(申請者に手渡した)都度、データ送信し、日曜締めで翌月曜に7日分まとめて郵送することをイメージしている。(大阪府)
- ・建築基準法における報告期限は、確認済証交付後7日以内である。事務手続きとしては、交付日(済証右上に記載)→申請者に手渡した日→報告日の3つの日付があり、交付日から7日以内に郵送する必要がある。すなわち、申請者に手渡した日から報告日まで7日の猶予のないことがある。(大阪防災)
- ・確認をおろした後、記載事項の訂正が発生することがあるが、特定行政庁にデータ送信してしまうと訂正対応がやりにくくなる。そのため、確認をおろして直ちにデータ送信するのではなく、訂正発生を見込んだ一定の猶予期間を設けたい。この場合、7日以内の起算日はデータ送信日としてよいか。(大阪防災)
- ・建築計画概要書に、法6条1項の区分、耐火建築物の別等、法定外の記載事項を求めている行政庁がある。これらのデータ送信の扱いはどうなるのか。(大阪防災)

→データ送信は法定の帳簿記載事項の範囲であり、法定外の内容は、紙送付のみでこれまでどおり郵送することになる。(事務局)
- ・特定行政庁ごとの報告書取扱の差異をなくし、統一することはできないか。(大阪防災)

→配信システム運用開始に合わせて、紙送付部分まで統一することは難しいと考えている。(事務局)
- ・建築工事届は郵送対応であるが、これも1週間まとめてでよいか。(大阪防災)

→建築工事届は、府に到着後、着工予定月分を取りまとめてOCR用紙に記入し、翌月8日か9日までに国に送る必要がある。月末が月曜に当たった場合、その日が確認交付日及び着工予定日の物件については、当該建築工事届の発送が翌週月曜、すなわち翌月7日となる。そうすると、府に到着するのが翌月8日以降となる場合が発生する。(大阪府)

→「1週間単位で送付、但し月末は月をまたがずに送付」とした方が対応しやすい。(近確機構)
- ・配信システム利用への参加を指定機関社内で説明するには、①利用メリット、②費用、③特定行政庁の状況の3つが必要である。この点を配慮されたい。
- ・建築士資格の窓口チェックを契機として、建築士システムの利用者がふえると思われるが、これにより配信システムを含む共用データベースの利用料低減を期待している。

以上